

# 東京通信大学

令和6年度 大学機関別認証評価  
評価報告書

令和7年3月

公益財団法人 日本高等教育評価機構



## 東京通信大学

### I 評価結果

#### 【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

### II 総評

#### 「基準 1. 使命・目的等」について

大学は、インターネットを活用した通信制の大学である。建学の理念「多面的に高度な教育機会を社会に広く開かれた形で提供する」のもと、学則第 1 条に大学の使命・目的を、同第 4 条に人材養成の目的を定め、分かりやすく文章化されている。

使命・目的及び教育目的の策定並びに改定については、教務委員会、教授会、大学評議会において審議し、教職員に共有した上で、理事会に上程し決定する体制を構築している。

大学の使命・目的及び教育目的を記載した学則は、ホームページやポータルサイト「アットキャンパス」(以下「@CAMPUS」という。)に掲載し、学内外に周知されている。

使命・目的及び教育目的は、大学や学部の三つのポリシー(ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー)や「学校法人日本教育財団 中期計画 2023-2026」(以下「中期計画」という。)に反映されている。

情報マネジメント学部と人間福祉学部の 2 学部から成る教育研究組織を設けている。

#### 〈優れた点〉

○インターネットを活用した学修環境の提供により、時間的制約・空間的制約によって通学が困難な人に対して幅広く勉学の機会を提供していることは評価できる。

#### 「基準 2. 学生」について

教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーを全学及び学部ごとに策定し、ホームページ等に公表している。情報マネジメント学部の収容定員率が 1.3 倍を超えている。

学修環境の整備や学修支援に係る施策等の整備・改善は教職協働により行われている。また、アカデミック・アドバイザー、キャンパス・サポートセンター及び@CAMPUS を組合わせて、全学的に学修支援に取り組む体制が整備されている。就職管理システム「アット・キャリア」(以下「@CAREER」という。)やオンライン学修支援アプリ「アット・ルーム」

(以下「@ROOM」という。)を活用し、職業選択などに役立つコンテンツや企業の求人情報などの各種就職イベントの情報を提供している。学生生活全般については「キャンパス・サポートセンター」を設置し、学生の心身に関する健康相談窓口として「スクール・カウンセリング」を設けている。大学通信教育設置基準や大学設置基準の要件に準拠して、施設を整備している。各種アンケートを実施し、学生の意見や要望を把握し改善する体制を構築している。

〈優れた点〉

○@CAMPUS などを活用し、個々の学生の履修状況を把握した上で履修指導を行うなど、通信制大学ならではの学修支援に取り組んでいる点は評価できる。

○通信制大学の長を生かして、@CAREER や@ROOM などのシステムを活用して、24 時間いつでも就職情報を検索できる利便性については高く評価できる。

「基準 3. 教育課程」について

建学の理念及び教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーを定め、ホームページや学生要覧に掲載している。

建学の理念、教育目的及びディプロマ・ポリシーを踏まえたカリキュラム・ポリシーを定め、ホームページ、学生要覧で周知している。カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性は確保されている。

「ディプロマ・ポリシーアンケート」を実施し、ディプロマ・ポリシーの理解度や達成度の把握、分析を行い、その結果を科目の改善、新規科目の検討に活用している。

授業評価アンケートを実施し、その結果を全教員にフィードバックし、各教員は担当科目の学修成果の達成度の把握や授業改善に活用している。授業評価の高い教員の授業方法の共有を行っている。

〈優れた点〉

○学生が@ROOM の該当科目の掲示板に投稿した授業に対する質問や意見を速やかに回答するとともに、それらの内容が同じ科目を履修している全ての学生に共有される点は評価できる。

「基準 4. 教員・職員」について

教学マネジメントを適切に機能させるため、学長を議長とする大学評議会を定期的開催し、そのもとに学部教授会、委員会等を設置している。大学運営に関する権限と責任が明確で、学長がリーダーシップを適切に発揮するための体制が整備されている。

教授会に意見を聴くことが必要な教育に関する重要事項を学長が定めた規則等が整備されていないことは改善が必要である。

情報マネジメント学部、人間福祉学部ともに、大学通信教育設置基準に基づき、必要な教員を確保し適切に配置している。教員の任用・昇任は、規則に基づき適切に実施されている。SD(Staff Development)については、「東京通信大学 SD (スタッフ・ディベロップメント) 委員会規程」に基づき委員会を設置し、職員の資質・能力の向上を目的に実施されている。個々の教員の研究スペースや文献等の情報収集ができる環境が整備されている。

「基準 5. 経営・管理と財務」について

私立学校法や寄附行為などの諸規則にのっとり、経営の規律と誠実性の維持に努め、運営されている。

寄附行為に基づき、法人の業務を決し理事の職務の執行を監視する機関として理事会を設置している。理事長のリーダーシップは寄附行為等により担保され、法人及び大学の意

思決定に関する意思疎通についても、大学担当理事を通じて理事会及び評議員会との連携を図るとともに、相互チェック機能の有効性を確保できる体制を整備している。

中期計画のもと、各設置校の計画、進捗等を共有し、翌年度の運営方針を策定するなど、適切な財務運営の継続に努めており、安定的な財務基盤が維持できている。

会計処理は、学校法人会計基準や経理規程に基づき適正に行われている。

### 「基準 6. 内部質保証」について

学則第 2 条に教育研究活動等について「自ら点検及び評価を行う」と定め、内部質保証を行う実施組織として自己点検・評価委員会を設置している。

各委員会及びセンターは、点検・評価項目に対する実施状況や改善事項について、大学評議会に報告している。全学的な自己点検・評価の結果については、年 1 回大学評議会で対応状況を整理している。

収容定員充足率や学校教育法第 93 条第 2 項第 3 号への対応について、改善を要する事項があり内部質保証システムの機能性は不十分であるものの、自己点検・評価委員会、大学評議会を中心に各委員会・センターが三つのポリシーを基点とした内部質保証の取組みを行い、その結果を教育の改善・向上につなげている。

総じて、大学は、建学の理念のもと、インターネットを通じて時間的制約・空間的制約を越えた高度な教育機会を提供することで、大学に通うことが困難な人達のニーズに応えている。リカレント教育や若年層学生の増加など社会の情勢や需要の変化にも対応している。情報マネジメント学部と人間福祉学部を有する個性・特色のある通信制大学として更なる発展が期待される。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.地域貢献」については、基準の概評を確認されたい。

## Ⅲ 基準ごとの評価

### 基準 1. 使命・目的等

#### 【評価】

基準 1 を満たしている。

#### 1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

- 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性
- 1-1-② 簡潔な文章化
- 1-1-③ 個性・特色の明示
- 1-1-④ 変化への対応

#### 【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

「多面的に高度な教育機会を社会に広く開かれた形で提供する」という大学の建学の理念のもと、学則第 1 条に大学の使命・目的である「社会的な需要の高い情報技術分野と福祉分野を中心とした教育機会を提供する」ことを、同第 4 条に人材養成の目的を定めている。その意味、内容は分かりやすく文章化されている。

二つの学部の基礎に教養教育を共有させるために、大学共通の知識基盤を持ち得る科目構成にすることと、インターネットを活用した学修環境の提供により、さまざまな制約によって通学が困難な人に対し勉学の機会を提供することを大学の個性・特色としている。

10 代～20 代年齢層の学生の増加やオンライン教育がニューノーマルになる等の社会の情勢や需要の変化に対して、カリキュラムの内容を整理し対応している。

〈優れた点〉

○インターネットを活用した学修環境の提供により、時間的制約・空間的制約によって通学が困難な人に対して幅広く勉学の機会を提供していることは評価できる。

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

- 1-2-① 役員、教職員の理解と支持
- 1-2-② 学内外への周知
- 1-2-③ 中長期的な計画への反映
- 1-2-④ 三つのポリシーへの反映
- 1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

使命・目的及び教育目的の策定並びに改定については、教務委員会、カリキュラムワーキング、教授会、大学評議会において審議し、議事録を通じて全教職員に共有した上で、理事会に上程し、決定する体制を構築している。大学の使命・目的及び教育目的を記載した学則は、ホームページや@CAMPUS に掲載し、学内外に周知されている。また、大学や二つの学部の三つのポリシー、中期計画に反映されている。

使命・目的及び教育目的を達成するため、情報マネジメント学部と人間福祉学部の 2 学部から成る教育研究組織を設けている。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

## 2-1. 学生の受入れ

- 2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知
- 2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証
- 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

### 【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

### 〈理由〉

教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーを全学及び学部ごとに策定し、ホームページ、入学要項、学生要覧に記載して公表している。

アドミッション・ポリシーに基づいて、幅広い志願者の志望理由書に対して、アドミッション・センターにおいて明確な評価基準を策定し、厳正な手続きを経て可否を決定している。

情報マネジメント学部情報マネジメント学科の収容定員充足率が 1.3 倍を超えているが、入学定員や収容定員を拡大するなどの改善に取り組んでいる。

### 〈改善を要する点〉

- 情報マネジメント学部情報マネジメント学科の在籍学生数が収容定員の 1.3 倍を超えているので、早急に改善を要する。

### 〈参考意見〉

- 各学科の出願期間について、定員になり次第募集を締切ることを入学要項やホームページなどで告知しているものの、入学希望者に進路変更などの影響があることから、適切に対応することが望まれる。

## 2-2. 学修支援

- 2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備
- 2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

### 【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

### 〈理由〉

教務委員会をはじめ、各委員会には教員のほか職員が配置され、学修環境の制度的な整備や学修支援に係る施策等を立案し、学生支援体制の整備・改善を教職員が協働して行っている。また、教員によるアカデミック・アドバイザー、職員によるキャンパス・サポートセンター及び@CAMPUS を組合わせて、全学的に学修支援に取り組む体制が整備されている。

教員の教育活動を支援するために、各科目に TA を配置し、定期的に研修を行い TA によって指導の質に差が生じないように努めている。

LMS(Learning Management System)を活用し、単位修得率の低い学生を把握し、アカデミック・アドバイザーとキャンパス・サポートセンターが中途退学防止等の対応をしている。障がいのある学生の合理的配慮に関し学生支援センターで検討し、全教職員が対応事例を共有している。

#### 〈優れた点〉

○@CAMPUS などを活用し、個々の学生の履修状況を把握した上で履修指導を行うなど、通信制大学ならではの学修支援に取り組んでいる点は評価できる。

### 2-3. キャリア支援

#### 2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

#### 【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

#### 〈理由〉

教育課程内の取組みとして、教養教育科目の中に社会的・職業的実践力を伸ばす科目 5 科目を開講しており、キャリア教育の充実に努めている。また、教育課程外の取組みとして、教員と職員で構成されたキャリア・サポートセンターを設け、就職希望学生への情報提供を中心として支援している。

@CAREER や@ROOM を活用し、就職・転職時の職業選択などに役立つコンテンツや企業・団体からの求人情報やインターンシップ、説明会、各種就職イベントの情報を提供している。

令和 4(2022)年度から大手就職サイトと連携し、就職活動を行う学生向けに就職ガイダンスを年に複数回開催している。

#### 〈優れた点〉

○通信制大学の特長を生かして、@CAREER や@ROOM などのシステムを活用して、24 時間いつでも就職情報を検索できる利便性については高く評価できる。

### 2-4. 学生サービス

#### 2-4-① 学生生活の安定のための支援

#### 【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

#### 〈理由〉

学生生活全般についてはキャンパス・サポートセンターを設置し、@CAMPUS の問合わせ

せフォーム、Eメール、電話での問い合わせに対応している。

学生の心身に関する健康相談窓口として「スクール・カウンセリング」を設け、学生の希望に応じてウェブ会議システムや対面での面談を実施している。

ハラスメントに関する学生からの相談は、「東京通信大学 ハラスメント防止に関するガイドライン」に沿って、専用Eメールアドレスで受付けている。

経済的支援については、大学独自の制度として、最終学年次に進級予定の者を対象とした「畠山奨学金」を設けている。また、卒業後の夢をかなえるため、令和5(2023)年度から「夢を夢で終わらせない支援金制度」を創設し、運用している。

## 2-5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

### 【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

### 〈理由〉

大学通信教育設置基準第9条及び大学設置基準第36条第1項の校舎等施設の要件に準拠して、大学設置認可時の計画どおり施設を整備している。

新宿駅前キャンパスでは講義室及び演習室を整備し、人間福祉学部人間福祉学科社会福祉コース及び精神保健福祉コースの演習などで活用している。

図書館には紙媒体の蔵書のほか、電子書籍を導入している。また、時間的制約・空間的制約によって来館が困難な学生に対し、図書利用促進のための郵送による貸出しを実施している。

法人の全ての建物が耐震基準を満たし、適切にバリアフリーや防犯対策を講じている。また、授業を行う学生数の管理については、授業評価アンケートの結果に留意して、教育効果が十分上がるように努めている。

## 2-6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

### 【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

### 〈理由〉

授業改善のための「授業評価アンケート」を各授業終了時に、学生生活全般に係る「学生アンケート」を毎年実施し、学生の意見や要望を把握し計画的に改善する体制を構築している。

「スクール・カウンセリング」の設置によるサポート体制の構築や、障がいのある学生からのヒアリング結果に基づき順次改善に取り組んでいる。

LMS 等の操作に関する質問については@CAMPUS にマニュアルを掲載するとともに、「よくある質問 FAQ」を随時更新している。

### 基準 3. 教育課程

#### 【評価】

基準 3 を満たしている。

#### 3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

- 3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知
- 3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知
- 3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

#### 【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

#### 〈理由〉

建学の理念及び教育目的を踏まえた、大学全体及び各学部のディプロマ・ポリシーを定め、ホームページ、全学生に配付する学生要覧に掲載している。

単位認定基準は、学則第 30 条及び「東京通信大学 科目履修規程」において規定され、学生要覧で学生に周知されている。単位認定は、各科目のシラバスの「成績評価の方法」にのっとり、授業の各回の最後に実施する小テストと学期末に実施する単位認定試験の組合せを基本とし、厳正に実施されている。

卒業認定基準は、学則第 35 条において定められ、「オリエンテーション教材」で周知されている。卒業認定は、卒業判定基準に基づく卒業判定資料を管理部で作成し、各学部の教授会にて卒業判定を行い、学長が最終決定している。

#### 3-2. 教育課程及び教授方法

- 3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知
- 3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性
- 3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成
- 3-2-④ 教養教育の実施
- 3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

**【評価】**

基準項目 3-2 を満たしている。

**〈理由〉**

建学の理念、教育目的、ディプロマ・ポリシーを踏まえた、大学全体及び各学部のカリキュラム・ポリシーを定め、ホームページ、学生要覧で周知している。

カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性は確保されており、教養教育、専門教育のいずれの教育課程も、カリキュラム・ポリシーに沿った中分類・小分類により整理された分かりやすい科目構成になっている。

教養教育科目として、変容する社会を的確に理解し説明できる人材を育成するための科目を配置し、教養教育を適切に実施している。

令和 6(2024)年度から、情報マネジメント学部、人間福祉学部ともにアクティブ・ラーニングを実践する科目を開講している。

**〈優れた点〉**

○学生が@ROOM の該当科目の掲示板に投稿した授業に対する質問や意見を速やかに回答するとともに、それらの内容が同じ科目を履修している全ての学生に共有される点は評価できる。

**3-3. 学修成果の点検・評価**

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

**【評価】**

基準項目 3-3 を満たしている。

**〈理由〉**

学生及びアカデミック・アドバイザーは、大学独自の e ポートフォリオシステムにより、単位修得状況等の確認・共有を行い、この情報を活用して履修登録を行っている。

「ディプロマ・ポリシーアンケート」を実施し、ディプロマ・ポリシーの理解度や達成度の把握、分析を行っている。その結果を科目の改善、新規科目の検討に活用している。

授業評価アンケートを実施し、その結果を全教員にフィードバックするとともに、各教員は担当科目の学修成果の達成度の把握や授業改善に活用している。授業評価の高い教員の授業方法の共有を行っている。

国家資格の受験者数や合否結果について調査し、その結果を全教員が共有することで、次年度の履修指導や資格取得に向けた学生指導に活用している。

**基準 4. 教員・職員**

**【評価】**

基準 4 を満たしている。

**4-1. 教学マネジメントの機能性**

- 4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮
- 4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築
- 4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

**【評価】**

基準項目 4-1 を満たしている。

**〈理由〉**

大学の教学マネジメントを適切に機能させるため、学長を議長とする大学評議会を定期的に開催し、学部教授会、各委員会のほか、全学的な附置組織・機関を設置し関連規則に基づき管理・運営することで、大学運営に関する権限と責任を明確にし、学長がリーダーシップを適切に発揮するための体制を整備している。

ただし、教授会などに意見を聴くことを必要とする教育研究に関する重要事項を学長が定めた規則等は整備していないため、改善が必要である。

メディア教育支援センターやアドミッション・センター等の全学的な附置組織・機関及び各委員会に管理部職員を配置することで教職協働を実現するとともに、使命・目的の達成のため、業務の遂行に必要な職員を各部署に配置している。

**〈改善を要する点〉**

○学校教育法第 93 条第 2 項第 3 号に定めている、「教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの」について、学長が定めておらず、周知していない点は改善が必要である。

**4-2. 教員の配置・職能開発等**

- 4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置
- 4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

**【評価】**

基準項目 4-2 を満たしている。

**〈理由〉**

大学通信教育設置基準に基づき情報マネジメント学部、人間福祉学部ともに、教育目的及び教育課程に即した教員を確保し適切に配置している。

教員の任用・昇任については、「東京通信大学 教員選考・任用及び昇任規程」に職位ご

とに求められる資格を定め、規則に基づき実施している。

FD 活動については、「東京通信大学 FD (ファカルティ・ディベロップメント) 委員会 規程」に基づき、各学部教授会のもとに設置された FD 委員会が、教育改善、教員の授業スキルや教授方法・教授技術の向上を図ることを目的に組織的に研修会を実施している。なお、両学部で共有し、共通の理解・見識が必要な内容に関しては、合同 FD 研修会を実施している。

#### 4-3. 職員の研修

##### 4-3-① SD (Staff Development) をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

###### 【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

###### 〈理由〉

SD 活動については、「東京通信大学 SD (スタッフ・ディベロップメント) 委員会規程」に基づき統轄責任者を委員長とする委員会を設置し、職員の資質・能力の向上を目的に組織的に実施されている。また、専任教員の参加を促すために、事前周知を行った上でオンラインでの研修会を実施している。

職員評価については、定量評価と定性評価を組合わせた目標管理制度を採用し、統轄責任者が職員一人ひとりと面談を通して期待する目標や業務上の課題等を共有するとともに、前年度の業務実績に基づき評価した内容をフィードバックするなど、職員の資質・能力向上に取り組んでいる。

#### 4-4. 研究支援

##### 4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

##### 4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

##### 4-4-③ 研究活動への資源の配分

###### 【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

###### 〈理由〉

大学にはインターネット回線などが整備された個別の教員の研究スペースが整備されるとともに、文献等の情報収集ができる環境が整備されている。

研究倫理については、公的研究費を適切に管理・運営するための行動規範や不正防止計画を策定するとともに、各管理者の責任範囲と権限を明確にした各種規則を整備している。研究倫理教育等については、公的研究費に携わる全ての教職員等に研究倫理 e ラーニングの受講を義務付けるとともに、履行状況に関する内部監査を実施するなど厳格に運用している。

専任教員に対して、一律の金額を配分する個人研究費と採択された研究に配分される共同研究費の2種類を配分している。また、管理部研究費担当では「科学研究費助成事業取扱いハンドブック」の作成や周知を行うほか、研究費申請書類の添削を行うなど研究支援体制を構築している。

## 基準 5. 経営・管理と財務

### 【評価】

基準 5 を満たしている。

### 5-1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

### 【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

### 〈理由〉

法人は、私立学校法及び寄附行為、その他関連諸規則の定めにとり、経営の規律と誠実性の維持に努め、運営している。

法人は中期計画の中で、使命・目的の達成に必要な項目を明示するとともに、代表的な「Action Plan」を定め、大学評議会を中心に教職一体で使命・目的の実現に向けて、継続的な努力をしている。

環境保全の取組みとしては、会議資料等のペーパーレス化や電気、水道等の消費量を把握し省エネ対策を講じ、人権への配慮は就業規則や各種ガイドラインを整備し対応している。また、危機管理マニュアルの整備やキャンパスの実態に即した避難訓練の実施など危機管理体制は整備されている。なお、法令等で指定している情報については概ねホームページで公開されている。

### 5-2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

### 【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

### 〈理由〉

法人は、寄附行為に基づき、法人の業務を決し理事の職務の執行を監視する機関として理事会を設置している。

理事会は年4回以上開催し、法人運営に係る重要な規則の制定・改廃や事業計画の策定、

予算編成など、法人の使命・目的の達成に向けて、寄附行為の定めに従い適切に運用している。

法人の理事は私立学校法及び寄附行為に基づき適切に選任され、理事の中から理事長を選任するほか、大学担当理事を置いている。

理事の理事会への出席状況は、書面議決書の提出によるみなし出席を含め良好である。

### 5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

#### 5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

#### 5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

#### 【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

#### 〈理由〉

理事長のリーダーシップは寄附行為等により担保され、法人及び大学の意思決定に関する意思疎通については、大学評議会構成員の大学担当理事を通し、理事会及び評議員会との連携を図るとともに相互チェック機能及び内部牽制の有効性を確保できる体制を整備している。また、法人運営会議については、現状や課題の共有など、設置校と理事会とが意思疎通を図る場としての役割を担っている。

教学に関する教職員の意見は、教授会や学則に定める全学的な附置組織・機関、各委員会、大学評議会を通してくみ上げる仕組みを整備している。

監事及び評議員は寄附行為に基づき適切に選任している。監事は理事会及び評議員会に出席し必要な報告をするなど、監事の職務を適切に実施している。

評議員会は寄附行為に基づき理事会に意見を述べるなど、評議員の出席状況を含め適切に運営している。

### 5-4. 財務基盤と収支

#### 5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

#### 5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

#### 【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

#### 〈理由〉

大学の継続性・安定性の観点から、財務基盤の確立のため、中期計画を策定し、法人の各設置校の運営方針・計画、進捗、実績等を共有し、翌年度の運営方針を策定するなど、中長期的な計画に基づき、適切な財務運営の継続に努めており、財務基盤は安定している。

法人は、借入金がなく自己資金のみで運営しており、教育活動収入、教育活動収支差額ともに令和 2(2020)年以降増加している。経常収入に対する学生生徒等納付金の割合は安定的に推移し、補助金に依存することなく教育機関としての財務基盤が確立されている。

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の「大学・高専機能強化支援事業」に情報マネジメント学部が採択されるなど外部資金の獲得に努めている。

#### 5-5. 会計

##### 5-5-① 会計処理の適正な実施

##### 5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

#### 【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

#### 〈理由〉

法人は、学校の経営に関する会計及び収益事業に関する会計に区分し、寄附行為、経理規程を定め、会計記帳の事務に関わる各種マニュアルと会計処理システムを整備し、定期的に外部の会計監査人による監査及び内部監査を実施しており、適正に会計処理を実施している。

年度予算の編成は、過年度の入学実績、進級実績等を勘案し、各校統轄責任者と協議した上で、統轄本部で精査を行い、評議員会の諮問を経て最終的に理事会で決定されている。

補正予算を組む必要が生じた場合は、寄附行為に基づき評議員会の諮問を経て理事会で決定している。

#### 基準 6. 内部質保証

#### 【評価】

基準 6 を満たしている。

#### 6-1. 内部質保証の組織体制

##### 6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

#### 【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

#### 〈理由〉

学則第 2 条に「本学は、教育研究水準の向上を図り、前条の目的・使命を果たすため、教育研究活動等について自ら点検及び評価を行う」と定め、内部質保証を行うための組織として自己点検・評価委員会を設置している。

自己点検・評価委員会の委員長は学長が務め、自己点検・評価委員会は学部長、統轄責任者、大学担当理事などから構成され、責任体制が構築されている。

#### 6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

##### 6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

## 6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

### 【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

### 〈理由〉

各委員会及びセンターは、自己点検・評価委員会から点検・評価項目を割当てられ、その実施状況や改善事項については、大学評議会に報告している。全学的な自己点検・評価の結果については、年 1 回大学評議会で対応状況を整理している。令和 5(2023)年度については、「自己点検・評価報告書」をホームページで公開している。

委員会やセンターが設計したアンケート項目は、管理部が主体となって調査を実施している。アンケートなどの調査は、通信制大学の特性を生かし、オンライン上で行われて、入試状況・入学者属性調査から若年層の増加を、卒業進路届の集計結果から就職や進学する割合の増加を把握し、対応に生かしている。

### 〈参考意見〉

○自己点検・評価を自己点検・評価委員会でなく、大学評議会にて実施していることは、実施方法と「東京通信大学 自己点検・評価規程」の間での相違があるので、規則との整合性を図ることが望まれる。

## 6-3. 内部質保証の機能性

### 6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

### 【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

### 〈理由〉

自己点検・評価委員会、大学評議会を中心に各委員会・センターが三つのポリシーを基点とした内部質保証の取組みを行っている。収容定員充足率や学校教育法第 93 条第 2 項第 3 号への対応について、改善を要する事項があり内部質保証システムの機能性は不十分であるものの、その取組んだ結果を教育の改善・向上につなげている。

令和 4(2022)年度からは、初年次必修科目「アカデミックリテラシー」の中で、教育目的や三つのポリシーの教授を通じて学生の理解の促進を図り、また令和 5(2023)年度からは、毎年 3 月に同授業内でディプロマ・ポリシー到達度を学生に自己評価で回答させるアンケートを実施し、カリキュラム改定時に各科目のディプロマ・ポリシーの位置付けを明確にさせるなど改善に努めている。

### 〈改善を要する点〉

○収容定員充足率が 1.3 倍を超えていることや学校教育法第 93 条第 2 項第 3 号への未対

応について、内部質保証システムの機能性に問題があり、改善を要する。

## 大学独自の基準に対する概評

### 基準 A. 地域貢献

#### A-1. 地域貢献活動の実施

##### A-1-① 公開講座の実施

##### A-1-② 履修証明プログラムの実施

#### 【概評】

学則にある「幅広い職業人養成教育、総合的教養教育、地域の生涯学習機会の拠点」を広く一般の方々に提供する場として「東京通信大学 公開講座」を開学以来継続して開催している。開催方法も、対面、ウェビナー、対面とウェビナーのハイブリット方式とその時々状況に応じて適切なものを選択している。

公開講座の参加者の年齢層は幅広く、属性も一般の方以外に卒業生、在学生、入学予定者が含まれ多様である。講座内容もタイムリーなものから時流の影響を受けにくいものまでさまざまである。

令和 5(2023)年度から、地域社会の学びやリカレント教育を提供するため、科目等履修生を対象とした「オンライン履修証明プログラム」を実施し、修了者に履修証明書とオープンバッジを交付している。

「オンライン履修証明プログラム」の修了者は、ほとんどが社会人であり、その受講目的はスキルアップ又は学び直しである。

